

環境県民局 資料	N o. 3
-------------	--------

令和7年12月9日 課名 環境県民局自然環境課 担当者 課長 田中 内線 2930
--

緊急銃猟に係る現地研修会の開催について

1 趣旨

本年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法においては、緊急銃猟制度が創設され、市町長の判断で危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施することが可能となった。

緊急銃猟の実施においては、対応の主体となる市町が銃猟実施可否の判断や交通整理、避難誘導等を行う必要があり、緊急銃猟制度への理解や地域の関係者の連携が重要となる。

地域の関係者が緊急銃猟を安全かつ迅速に実施する必要があるため、知識の習熟や技能向上を目的として、廿日市市において、緊急銃猟の運用方法に係る現地研修会を開催する。

2 開催概要

(1) 主催

広島県

(2) 日時

令和7年12月19日（金）9時半～15時（予定）

(3) 場所

【座学会場】 はつかいち文化ホール リハーサル室（廿日市市下平良1丁目11-1）

【模擬訓練会場】 宮園公園（廿日市市宮園1丁目1-1）

(4) 研修内容

ア 座学（午前）

緊急銃猟制度の説明、緊急銃猟の机上訓練等

〔講師〕・環境省中国四国地方環境事務所 野生生物課 自然保護官 寺内聰

「緊急銃猟制度の概要」

・（株）野生動物保護管理事務所 主任研究員 横山典子

「緊急銃猟の具体的な手順」

イ 模擬訓練（午後）

廿日市市関係者による緊急銃猟の実地訓練

(5) 参加者

市町、県、国（環境省）、警察署、獣友会 計80名程度

※今回は、県西部地域の関係者を募集範囲とする

3 その他

県北部及び県東部地域において、同様の研修会を令和8年1月及び2月に開催する予定（場所等について調整中）